## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 1 - 1
処分の種類	軌道敷地の道路敷地への充用				
根拠法令条例等· 条項	軌道法第9条				
処分の概要	道路管理者道路の新設又は改築のため、軌道経営者の新設した軌道敷地を無償で道路 に充用				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	未設定(過去に申	請実績がないため			
基準の制定根拠	_				